

令和 2 年 5 月 1 日

総 務 部

特別定額給付金について

概 要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市民 1 人あたり 10 万円の給付を行います。

1. 給付対象者

令和 2 年 4 月 27 日において住民基本台帳に記録されている人

受給権者は、その人の属する世帯の世帯主です。

配偶者からの暴力を理由に避難している人も、所定の手続きは必要ですが、世帯主でなくとも給付金を受け取ることができます。

2. 給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

3. 申請書の発送

5 月 11 日（月曜日）からの順次発送に向けて準備中です。

4. 郵送による申請

受付開始日 5 月 13 日（水曜日）から

申請方法 受給権者あてに郵送された申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類を添付し、同封の返信用封筒にて郵送で提出していただきます。

5. オンラインでの申請

受付開始日 5月1日（金曜日）から

申請方法 マイナンバーカードを利用し、マイナポータルからの申請となります。振込先口座の確認書類はアップロードが必要ですが、本人確認書類は不要です。

6. 窓口での申請

受付開始日 6月1日（月曜日）から

申請方法 受給権者あてに郵送された申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類を添付し、窓口へ提出していただきます。（提出場所は現在準備中）

なお、感染拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンラインでの申請をお願いしています。

7. 申請受付期間

郵送申請の受付開始日から3か月以内

5月13日から8月12日までです。

8. 問い合わせ先

5月1日（金曜日）より特別定額給付金室を設置し対応します。

特別定額給付金室専用ダイヤル 0955-53-8091

（本件の問い合わせ先）

総務部総務課庶務係 担当：堀田、前田

電話：直通 0955-72-9113（内線 1412）